

令和7年第10回鴻巣市農業委員会定例会議録

召集期日	令和7年10月28日(火)
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第一會議室
開 会	令和7年10月28日 午後3時15分
閉 会	令和7年10月28日 午後3時57分
議 長	大塚 明夫

委員応召並びに出席状況

農業委員会	議席番号	委員氏名	出席状況	農地利用最適化推進委員	委員氏名	出席状況	農地利用最適化推進委員	委員氏名	出席状況		
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席		新井 正芳	出席		
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席		清水 実	出席		
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席		馬場 肇	出席		
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席		新井 秀樹	出席		
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	欠席		関塚 正己	出席		
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席		飯野 博文	欠席		
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	欠席		石川 保男	出席		
	8	秋池 功	出席		塙越 秀夫	出席		江原 浩昭	欠席		
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席		吉田 和好	出席		
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席					
	11	伊藤 政士	欠席		西崎 照男	出席					
	12	小林 紀之	欠席		桐敷 光朗	出席					
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席					
議事録署名人			武井 正夫・野本 雅一								
議事参与			藤村 弥・藤村 剛・小田嶋 愛・高萩 祐哉								
書記											

会議事件名

- 議案第38号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第39号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第40号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第41号 農地法第5条の規定による転用許可申請

	顛末 令和7年10月28日 開会 午後3時15分
【議長】	<p>これより、令和7年第10回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。</p> <p>本日の定例会は農業委員13名中、11名出席ですので定例会は成立しております。</p> <p>議案書の訂正はありませんか。</p>
【事務局】	<p>議案書の訂正をお願いします。議案書3ページの（1）会長専決規程第3条による専決事項、農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について、8月の定例会にて報告済みであったため、削除をお願いいたします。</p> <p>また、5ページの農地法第5条第1項第6号の規定による農地法転用届出の番号102について、受人の氏名に誤りがありました。正しくは、〇〇〇〇となりますので、訂正をお願いします。</p>
【議長】	<p>続きまして、議事録署名人の指名をします。番号7番 武井 正夫 委員・番号9番 野本 雅一 委員にお願いします。</p> <p>これより議案審議に入ります。</p> <p>議案第38号 農地法第3条の規定による転用許可申請について上程します。なお、番号32と番号33は譲受人が同じであり、関連がありますので、一括して議案審議を行います。それでは、内容説明を事務局からお願いたします。</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第38号 農地法第3条の規定に関する件 所有権の移転 3件 4筆</p> <p>番号32・33</p> <p>受人は稻作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は640日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は、226.29アールで、自宅と隣接した申請地と約2キロメートルの距離にある申</p>

	申請地は耕作上の支障もなく、周辺農地へ及ぼす影響もないことから、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願ひいたします。初めに鴻巣東地区の農業委員からお願ひいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号32について報告いたします。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っており、経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、水稻や野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に川里地区の農業委員からお願ひいたします。
【寺山佳宏 農業委員】	番号32と33について報告いたします。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っており、経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、水稻や野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に鴻巣東地区の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【上谷一海 推進委員】	番号32について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。次に川里地区の推進委員からお願ひいたします。
【新井秀樹 推進委員】	番号32と33について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号34について内容説明を事務局からお願ひいたします。
【事務局】	<p>番号34</p> <p>受人は稻作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は500日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は91アールで、自宅から申請地までは約0.5キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願ひいたします。
【秋池 功 農業委員】	番号34について報告いたします。受人は、稻作を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、水稻を作付けする計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【石川保男 推進委員】	番号34について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第38号について原案のとおり決定いたしました。 続きまして、議案第39号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第39号 農地法第4条の規定による転用許可申請 農業用施設（駐車場） 1件 2筆 番号3 受人は、現在、市内で栽培した果樹を自己の農産物直売所で販売しておりますが、直売所の駐車場が不足していることから、駐車場の増設を目的として申請されたものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井広志 農業委員】	番号3について報告いたします。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本件の駐車場は農産物直売所と一体的に設置される施設であり、農産物直売所の一部として認められることから、農用地区域の不許可の例外とされる「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設」に該当するものと判断します。また、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成できるとは認められません。そして、受人の資力や信用も問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【松村洋充】	番号3について報告いたします。申請地には、隣接農地との境界にコンクリー

【推進委員】	ト土留めを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水は発生しませんので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、農産物直売所の駐車場としての利用は、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第39号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第39号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして、議案第40号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第40号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 番号1 申請地は、事業計画者が平成28年2月10日付けで、保育所の敷地として農地法第5条の転用許可を受けております。当時の申請の経緯としますと、吹上地域には既存の2つの保育所があり、いずれも老朽化が進んでいたことや、保育所への入所を希望する児童数の増加に対応するため、新たな保育所を建設する目的で申請がありました。しかしながら、許可後、間もなくして「子ども・子育て支援法」が施行されたこともあり、保育を取り巻く情勢が大きく変化しました。そこで、今後の保育所の在り方について、検討しておりましたが、そうした折、市内にある児童発達支援施設の老朽化が目立ってきたことから、計画変更により、児童発達支援施設の機能を新たな保育所に追加しようとするものです。 申請地の農地区分については、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地

	<p>の区域内にある農地であるため、第1種農地（原則不許可農地）に該当します。ただし、第1種農地の不許可の例外である「公益性が高いと認められる事業で、土地収用法により土地を収用することができる事業」に該当することから、例外的に許可することができると当時の農業委員会で判断しております。なお、計画変更により、建物の配置は変更になっておりますが、敷地の範囲や雨水や生活排水の処理は当時の計画と同様に適正に処理されていることになっておりますので、転用許可基準である周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れや、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障については、当時の農業委員会での審議結果と同様に支障がないものとなります。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、何かご質問ございませんか。
【林 繁雄 委員】	計画変更の申請に至った経緯は、農地法に基づく指導によるものなのか、それとも都市計画法（開発許可）に基づくものでしょうか。
【事務局】	農地転用許可と開発許可は密接に関連することから、農地法における計画変更申請と同時に都市計画法に基づく変更協議も並行して進められております。
【議長】	この他に何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第40号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第40号について原案のとおり承認ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第41号農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	番号38 受人は、埼玉県内に本店を置き、県内を中心に関東近県で不動産業を営んでい

	ます。市内に特定建築条件付売買予定地を探したところ、開発規模、住環境とともに条件の合う本申請地を譲り受ける話がまとまり、特定建築条件付売買予定地3区画の造成を申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願ひいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号38について報告いたします。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井 悟 推進委員】	番号38について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
	(質問なし)
	質問がございませんので、採決を行います。議案第38号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第38号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し送付いたします。

【議長】	<p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和7年9月11日～令和7年10月10日受付分 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>所有権の移転</td><td>7件</td><td>7筆</td><td>2, 662 m²</td></tr> <tr> <td>農業用倉庫に係る届出</td><td>1件</td><td>2筆</td><td>198 m²</td></tr> <tr> <td>合計届出件数</td><td>8件</td><td>9筆</td><td>2, 860 m²</td></tr> </tbody> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願ひいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p> <p>【秋池 功 農業委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金について ・慶弔規定による支出について <p>【議長】 最後に事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・活動記録簿（月報）の提出について ・さんフェス（産業祭）への出席について ・農振除外審議会について <p>【議長】 これをもちまして、令和7年第10回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和7年11月26日（水）午後2時30分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時57分</p>	所有権の移転	7件	7筆	2, 662 m ²	農業用倉庫に係る届出	1件	2筆	198 m ²	合計届出件数	8件	9筆	2, 860 m ²
所有権の移転	7件	7筆	2, 662 m ²										
農業用倉庫に係る届出	1件	2筆	198 m ²										
合計届出件数	8件	9筆	2, 860 m ²										